

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

平成三十年二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（平成二十九年第一回第四回）

二 開催日時

平成三十年二月十三日 午後二時から午後四時二十分まで

三 開催場所

広島県庁南館選挙管理委員会委員室

四 出席した委員

横藤田委員、酒井委員、椋委員

五 議事の概要

1 平成二十九年度諮問第六号事案の審議に当たり、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行ったため、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）から当該調査結果の報告を行った。

2 前項の事案について、法第八十一条第三項において準用する法第七十五条第一項の規定により、審査請求人代理人の口頭意見陳述手続を実施した。

3 第一項の事案の調査審議に当たり、法第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行うことが必要と認めため、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号）第十条第六項の規定により、これを行うための決議を行った。

4 平成二十九年諮問第四号事案の審議に当たり、法第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行ったため、審査会事務局から当該調査結果の報告を行った。

5 前項の事案について、答申に向けた審議を行った。